

上つたものと理解いたしておりますのであります。従いまして法律的に申しますと、これはもちろんこの字句の通りでございまして、即ち日本の安全の保持ということとはむずかしいと思いますが、結果的には大体同様な結果になることが大部分でございまして、道義的に申しますと、日本の安全を保持する一般的な広い精神的な意義を申し上げておるのでございまして、この條文の趣旨といったましても、私が先ほど申し上げました通りでありますことを、御了解願いたいと思います。

ある一切の軍事的な要素を壊滅に帰せしめて退却することが、合衆国のおかげであります。これは大きな問題であります。小さな問題といたしましても、二つの國が独立國である以上、お互いにあらゆる場合に完全に利害が一致するということはあり得ない、これがわが國の重要な取締りを一切解除してしまってどうしよう、大まかな現定を保持するため」というような理由で、設けるということは、どうしてもこれは非常に適当を欠いておるというふうに考えられるのであります。重ねてこの点の見解を明確にしていただきたいと思うし、できればこれを削除する意思はないかどうか、書きかえる意思はないかどうかということを、伺つておきたいと思うのであります。

ういう場合はどうでありますか。米国側の意見いたしましては、日本へ原子爆弾を貯蔵しておきたい、あるいは細菌兵器を貯蔵しておきたいといふことで、軍の機密に属するとして、これはまったく秘密裡に運び込まれるというようなことになりますが、そのようなことは、はたしてあなたの考え方では、アメリカ合衆国の安全を保持するために必要である、従つてまた日本の安全のためにも必要であるといたおりますと、閑税法の適用によりますと、閑税法の適用によりまして、向うの行動をある程度場合によつたら制約した方がいいぢやないか、という意見のように聞えますが、もとへ閑税法はそこまでを目的としたものでございませんので、先ほど申しましたように、機密を要するようないふべきは、むづかしい手続をふませる必要はない。また全体としましての軍の運用その他につきましては、こうして法律によらずして、おのずから合同委員会、あるいは各種の方法によりまして、相互に目的を達成する妥当な措置がとられるものと、私どもは考えております。閑税法いたしましては、少くとも先ほど申し上げましたように、軍隊の行動等に対しまして、一々こまかい手続をふませる必要はない。そういう場合を予想いたしまして、この規定を設けたということで、御了解を願いたいと思います。

していいのでありますか、主税局長がおいでになつてゐるので、当面の問題について、いささか質問をしたいと思うのであります。御承知のことく、日本航空の飛行機が墜落いたしまして、多大の犠牲者の出ましたことは、日本国民がすべてまことにお氣の毒にたまない次第であります。それに対しましては本日の新聞によりますと、日本航空は百万円の弔慰金を出すことになつたよう聞いておるのであります。これに対する課税問題であります。が、これはどういうことになりますか。その点についての御説明を願いたいと思います。

○平田政府委員 お話の点につきましては、弔慰金の性質と实体とをよく見きわめないと、的確なお答えはできがたいと思いますが、どちらかと申しますと、生命保険でございますれば、御承知の通り所得税はもちろん問題ございませんが、受取つた人に対しまして、相続税の課税の問題が出て来るかと思います。それから会社に勤めているような人の場合におきましては、それぞれ退職金に相当する額、あるいはまた会社から特別な金が出るかと思ひます、それが、それ／＼その性質に応じまして、これも所得税の問題ではなくて、相続税の問題として、課税関係が引きつて来るということに相なるかと思ひます。

○深澤委員 たとえば日航の会社が弔慰金という形で出す場合においては、死んだ人に対して出す場合においては、それは相続税の対象になると思ひます。しかし遺族に対して遺族名義で弔慰金を贈つた場合においては、これは所得税の対象にならないかと思ひます。

○平田 政府委員 今のお話、ちょっと私はつきりどういうふうな方法でやるか聞きとれなかつたのでござりますが、主としてこの問題は、被相続人と申しますか、ある人が事故によつて死亡いたしまして、それをもとにいたしまして受ける一種の財産的給付でござりますので、所得税の問題ではなくて、相続税の問題と大体私ども考えておるわけでございます。その内容は先ほど申し上げましたように、実体によつてよく判断しなければならないと考えておりますが、もう少し具体的に明らかにした上で、はつきりしたお答えをしたいと思います。

○深澤 委員 それはたとえば生命保険とか、その他官庁等に籍のある者が受けられる場合とか、あるいは会社関係の場合には、これは相続税の問題になるかと思いますが、日航の会社が百万円の弔慰金を出すということが、新聞に伝えられておるのであります。その場合において、死んだ本人の名義において弔慰金を出す場合においては、これは遺族の所得になると思ひますが、そうでなしに、その遺族に対して弔慰金を出すという場合においては、これは非課税ということになるのじやないかというふうに考えられるのですが、その点はどうでありますか。

○平田 政府委員 そういう場合においては、所得税の方が課税になるおそれ

がござりますので、そういう場合には所得税は課税しないという規定に該当する場合があるかと思います。ただ所で課税するというシステムになつている場合が多うございますので、私先ほど申し上げたように、両方とも課税にならないということは申し上げにくいいということを、申し上げた次第であります。

○深澤委員 どうも私は理解に苦しむのです。もちろんその所得の発生の原因は、死んだ者にあるのですが、それによつて慰藉料あるいは弔慰金といふ形で、現実に生きておる遺族に對して、その人の名義で贈られた場合は、その人の一時所得になるのであります。それは決して相続財産としての性格を持つてないと思う。それにも相続税をかけるといふことは、どうもわれ／＼には理解ができないのです。結局日航が遺族に對して、遺族主義で弔慰金を贈つたという場合には、その人の一時所得である。これは相続財産ではない。従つて相続税も当然とるべきではないし、所得税の方は第六條の第七項により、非課税すべきである、こういふりくつになるとと思うのであります。それにもなおかつ相続税をかけるといふ今の主税局長のお考え方は、どうも理解できないのですが、もう一ぺん伺いたい。

○平田政府委員 本人がたとえば在職中に死亡いたしまして、退職金に相当する金額を相続人がもらつわけでござります。普通の場合におきましてそろいう場合におきましては、これはやは

り生命保険と同じように、相続税の課税の問題が出て来る。これはもちろん本人と申しますか、事故によつてなくなられた方の死亡ということによつて、そろそろ一種の財産的な権利あるいは金銭等を取得しました場合におきましては、やはり相続税の課税問題としましては、次第でござります。ただ相続税には相続税といたしまして、またそれ／＼非課税に該当するものござりますので、その範囲にとどまる限りにおきましては、特別に課税しないのでござりますが、相當金額が大きくてその範囲を越える場合におきましては、相続税を課税するということにいたしております。従いまして今具体的にあのケースの場合におきまして、どの程度にどういうものは課税になるか、どういうものは非課税になるかということは、もう少し事實を明らかにした上で、お答え申し上げたいと思う次第でござります。

○平田政府委員 私も先ほど申し上げましたように、所得税の課税の問題はなかなかとらえています。たださつきを申しましたように、相続税の問題に問題が残ると思います。その点は事実と程度を明らかにした上で、お答えいたしたいと思う次第であります。

○苦米地(英)委員 関連して伺いたいのですが、同じ弔慰金をもらうとか慰藉料をもらうとかいうことでも、その人の過去の功績によつて、勤めておつた会社からもらうという場合と、こういうアクシデントによってなくなつた場合に、日航といふものが出すのとは、全然性格が違うと思うのです。その死んだ人間の過去の功績に対しても相続税の対象とするのは不合理だ、私はこう考えるのです。これは死んだ人間の個人の功績、勤務その他を考慮して與えるものであるならば、これはその人間に與えるのであるからして、これは相続になるだらうと思います。けれども汽車の事故によつて死んだ、飛行機の事故によつて死んだという場合には、その人間の功績とか、その人間の行為とかというものに対し與えるのではない、私はこう考えるのですが、ではなくして、このアクシデント自身に対して遺族を慰藉するために與えるのであるからして、本人に與えるのではない、私はこう考えるのですが、その点いかがでしょう。

○平田政府委員 所得税の方はまさにその通りであります。従いまして慰藉料としまして相当する部分は、相続人のもらいます場合に課税しないといふ規定を設けておるのでございま

す。ただこれも実際問題といったまゝで、先ほど申し上げましたように、退職金に相当する額を慰藉料としてやうとういうような場合がござりますれば、それはやはり実際の解説上、必ずしもそろ行かぬ場合もあるということをもございますが、所得税は大体課税にならないと思うのでござります。ただ相続税の方におきましては、被相続人の死亡を原因といたしまして、一定の財産を取得する、こういう場合におきましては、やはり相続財産に準じましては、やはり相続財産に準じまして課税してある例が相當あることは、御承知の通りでござります。たとえば生命保険金なんかも、まさにその通りであります。これは生命保険金も本人が生存中にもらいますと、これはもちろん相続税の問題ではございませんが、死亡を原因としましてもらいますと、課税になる。退職金に準ずるものにつきましても、同様でございます。

その辺の性質を有する要素があるかないか、その辺が問題でございます。その辺のことにつきましては、額の大きさとか、あるいはどういう理由で出しているか、よく調べました上で、適切なお答えを申し上げたいという考え方でございます。

○苦米地(英)委員 もう一回お伺いいたしたいと思いますが、こういう事故によつてなくなつた場合には、個人に対してその給付をするのじやなくて、退職金でもなければ、それから恩給の性質を持つたものでもない。まさに本人が死んだということが原因ではあるけれども、その人に関連するところはただ死んだということだけなんですね。ですからこれは過去のつながりと

これらは過去のつながりがない。突如として起つた事柄に対して遺族を慰藉するためには遺族に與えるのであるからして、私は相続の対象にはどこまでもならないというものが、常識じやないかと思ひます。そこでもう一つお伺いいたしたいのは、たとえてみれば、昨年の桜木町の電車事故でなくなつたのに、最高百万円ばかりの慰藉料が出ておられたか。それをお伺いいたいります。

○平田政府委員 今のことろ調査いたしましたして、合衆国軍隊が日本に駐留する、もしくは軍属あるいは家族等が駐留する場合におきまして、富裕税をとるのは免除になるということになつておりますが、富裕税をとるようになつておられます、富裕税をいたしましておられますが、私はむしろ富裕税は廃止いたしたい、こういうふうに考えておるのであります。が、主税局長は今後富裕税は存続する意思を持つておられますかどうか。私はむしろこういう法案は早く撤廃をいたしまして、所得一本の方が單純化もいたしましておられるし、合理的である、かように考へておりますが、一応主税局長の答弁を求めます。

問題でございまして、その問題につきましては、前回もお答えいたした通りでござります。今のところ別段見解をかえておりません。富裕税があります間は、やはりこのような特例を設ける必要があるという考え方で、この法律案を提出いたしました次第であります。

機会に十分な調査を遂げましてやつ
行くという方針で、目下進めておる
うでございます。大体四月一ぱいか
月ごろまでには、翌年度の予定申告
問題もござりますので、処理できる
込のようでございます。

報道によりまして、どのくらいの自然増収というか、増加いたしますか。おわかりでしたらこの際承りたい。

か、思わしからざる官吏を一掃する、こういふ線を堅持することこそ、國民といたしまして要望いたしておると思いますが、この際大幅にこれらの大改革をやられる御用意があるかどうか。これをひとつ承りたい。

○三宅(副)委員 実はこの前も国税長官をお呼びいたしたのであります。が、本日は出ておりませんから、二、三閑連して質疑をいたして、御答弁を得たいと存じます。昭和二十六年から十七年に対しまして、確定申告を出しておるわけであります。が、これについてなるべく更正改正をしない、こういう話でありましたが、場合によりまして早く更正決定を出すかもしれない、こういう国税長官の御答弁であります。た。私どもは二月確定申告いたしますのは、なるべく三月もしくは四月中

お尋ねいたしたわけでござりますが、大蔵大臣に質問いたした際には、地政課等が平均五割上るといふ柄を書つておしましたが、これは行き過ぎである。少くとも私どもの観点は、大体二割くらいは税収においてあるだろう、こういうことを考えておるのであります。本年のいわゆる一二の確定申告とその後の結果によりますと、予想せられた以上に税収額があるようにも見るわけであります、が、税局長は国務局長官からどういふ告を受けたのでありますか。私ども

方過事上月しつつ主報は

○三宅(開)委員 さらにひとつ主税局長にこの際お願いいたしたいのは、各税務署を監督いたしておりますが、撮合によりますと、国税庁を廃止いたして、大蔵省の内局にするというお話をあつたのであります。その後進展しておらず、したことを思いますが、主税局長は時入局といろいろなものをお譲けになる御意思があるかどうか。その辺についての御構想をこの際承りたい。

優秀な税務官吏を多くそろえたい。必ずしも全体としては多くは窮はないの
であります。が、素質のよい官吏ができるだけ多くなるように、方針としては
持つておる次第であります。その点はまつたく同感でございまして、今後も
その方向に向つて極力努力いたしたい
といたします。

には更正決定をして出すべきものを出してもらいたい、かように考えておるのであります。主税局長の方といたしましては、今どういうふうに国税局から報告が来ておりますか。

○平田政府委員 所得税につきましては、でき得る限り調査に基きまして申告をさせまして、それによつて円満に納税してもらうということで進めて参つておることは、三宅さん御承知の通りと思ひますが、なお若干詰がつかないで残つておるものもあるようでございます。そういうものにつきましては、さらによく事實を含みを入れて調べまして、ほんとうに自信のあるところで、更正決定をすべきものはするということを行きたいところで、目下進めております。期限は必ずしもいつまでという事でなくして、なるべく早い

むしろ取過ぎとは申しませんが、ある程度自然増収があつたのではないか。こういうふうに思うわけであります。が、主税局長はどういうふうにお考りますか、承りたい。

○平田 政府委員 まだ最終的な報告書を参つてないのであります。といふことは、更正決定を最終的に処理いたしましたので、申告の成績だけ集計されておりません。ただ私どもの大体の想では、ある程度自然増収ではなくて、然減収、予算額に対しまして相当減するものと考えております。

○三室(則)委員 ただいまの個人のは承つたのであります。が、法人のは、これはやはり四一二%上げました。係上相當增收である、こういうこと考えておるものであります。が、最近

○平田政府委員　名前はまだいろいろある問題があるようですが、大体内局といたしまして存置するという方向で、今立案中でございます。
○宇(開)委員　私は税の公平を出し、納税者の便益を確保するために、優秀な税務官吏を各地に配置いたしまして、末端に至りまするまで公平を守りたい、かように考えております。でありますから、大分このごろといたい税務官吏も出て参りましたが、今回の行政整理等によりまして更退されたりもあり、弱小の者はやめていただいて、有能なる官吏と入れかえする、そういうことを主張とせられて、主税課長も部下を監督せられておると思つておりますが、さらに今後の税行政面で考慮をまして、大幅にりっぱな優秀官吏をこの際採用いたして、弱小といふ

午後當時十五分散会

卷之三

昭和二十七年四月十六日印刷

昭和二十七年四月十七日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷所